

デイサービスセンター 三原慶雲寮 重要事項説明書



デイサービスセンター
三原慶雲寮

令和 7 年 6 月 14 日 改訂

デイサービスセンター 三原慶雲寮 重要事項説明書

<令和 7 年 6 月 14 日現在>

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

※ 当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 1～要介護 5」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 三原福祉会
法人所在地	広島県三原市小坂町 1550 番地
電話番号	0 8 4 8 - 6 6 - 2 6 3 0
FAX 番号	0 8 4 8 - 6 6 - 3 6 0 1
代表者氏名	理事長 木曾 綾夫
設立年月日	昭和 48 年 2 月 22 日

2. ご利用施設

事業所の種類 指定番号	指定通所介護 平成 13 年 11 月 1 日指定 広島県第 3470900246 号 ※当事業所は特別養護老人ホーム三原慶雲寮に併設されています。
施設の名称	デイサービスセンター三原慶雲寮
施設の所在地	広島県三原市小坂町 1544 番地
電話番号	0 8 4 8 - 6 6 - 0 1 0 1
所長（管理者）氏名	住田 博文（管理委任者 山口 恵子）
開設年月日	平成 7 年 3 月 6 日（昭和 49 年 5 月 24 日）
利用定員	25 人

事業の目的

社会福祉法人三原福祉会（以下、「法人」という）が、設置経営するデイサービスセンター三原慶雲寮（以下、「事業所」という）の事業は、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という）に適正な通所介護サービスを提供することを目的とします。

運営方針

法人は、その提供する通所介護サービスを関係法令等の趣旨及び内容に沿ったものにするとともに、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスの提供に努めます。また利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者の必要とする適切な通所介護サービスを、適切な援助・介護技術を持って提供します。利用者又はその家族に対し、通所介護サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明することや、そのサービスの質の管理や評価を行います。また、居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供します。

3. 事業所の概要

(1) 施設・設備の概要

当事業所では以下の設備をご用意しています。

施設・設備の種類	数	備考
①食堂兼デイルーム	1 室	平行棒、階段昇降、テーブル×7、こたつ×2
②静養室	1 室	ベッド×5床
③相談室	1 室	
④浴室	2 室	大浴槽、リフト式バス
⑤洗面所	2 か所	自動システムで常時温水が使用できます
⑥便所	2 か所	利用しやすい位置に設置し、車イスでの使用も可能です

※上記①～③は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

当事業所では、入所者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	従事するサービス種類、主な業務	人員
所長（管理者）	業務の一元的な管理	常勤 1 名
介護職員	介護業務	常勤 5（2 名相談員兼務、1 名看護・機能訓練兼務）
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	常勤 2 名、非常勤 1 名（1 名介護員兼務）
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	常勤 2 名、非常勤 1 名（1 名看護職員と兼務）
生活相談員	生活相談及び指導	常勤 2 名 (内 1 名管理者兼務、内 1 名介護員兼務)

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
介護職員	早出：8 時 00 分～17 時 00 分 日勤：8 時 30 分～17 時 30 分 遅出：9 時 00 分～18 時 00 分
看護職員	8 時 30 分～17 時 30 分
機能訓練指導員	（看護職員が兼務します）
生活相談員	8 時 30 分～17 時 30 分

5. サービスの実施地域、営業日及び営業時間等

当事業所では以下の範囲をサービスの実施地域とし、利用者ごとの通所サービス計画に従ってサービスを提供いたします。

(1) サービスの実施地域

通常の事業の実施地域は、**原則として**鷺浦町、大和町、久井町の一部（土取地区、山中野地区、小林地区、坂井原地区以外の久井町）を除く三原市全域とします。

(2) 営業日および営業時間

- ・ 毎週日曜日および年末年始（12月29日～1月3日）以外は営業
- ・ 8時00分～18時00分

(3) サービス提供時間

9時20分～16時30分

※利用者ごとのサービス提供時間は通所サービス計画に位置付けられた内容により個別に決められます。

6. サービスの内容

当事業所では以下のサービスを利用者に提供いたします。

(1) 食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間	
昼 食	12:00～12:45

(2) 入浴

入浴または清拭を行います。身体の障害等にあわせてリフトバス（寝たまま入浴可能な浴槽）を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の心身の状態を考慮し、残存能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防する訓練を実施します。

(5) 健康管理

サービス提供中での医療機関の受診は、基本的にご家族さまに対応いたします。

(6) 行事・レクリエーション等

事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、定期的に利用者のためにレクリエーションや行事の機会を設けます。

7. 利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となる利用料金

以下の利用料金は厚生労働大臣が定める基準によるものであり、事業所のサービスが法定代理受領（介護保険により、利用料金の9割～7割が施設へ直接給付されること）サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

◆介護報酬告示額

[基本料金]

		介護区分	1日あたりの 利用料	1日あたりの自己負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本 料金	所要 時間 7～ 8時 間	要介護1	6,580円 (658単位)	<u>658円</u>	<u>1,316円</u>	<u>1,974円</u>
		要介護2	7,770円 (777単位)	<u>777円</u>	<u>1,554円</u>	<u>2,331円</u>
		要介護3	9,000円 (900単位)	<u>900円</u>	<u>1,800円</u>	<u>2,700円</u>
		要介護4	10,230円 (1,023単位)	<u>1,023円</u>	<u>2,046円</u>	<u>3,069円</u>
		要介護5	11,480円 (1,148単位)	<u>1,148円</u>	<u>2,296円</u>	<u>3,444円</u>

[加算料金等]

加算料金等	加算名	1日あたりの 利用料 注) ※印は月額となります	1日あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
	個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	560円(56単位)	56円	112円	168円
	個別機能訓練加算Ⅱ※	200円(20単位)	20円	40円	60円
	入浴介助加算Ⅰ	400円(40単位)	40円	80円	120円
	科学的介護推進体制加算※	400円(40単位)	40円	80円	120円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円(6単位)	6円	12円	18円
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	基本料金と加算料金を算定した単位数の9%			

[加算の説明]

加 算 名	説 明
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	機能訓練指導員を1名以上配置し、利用者宅を訪問した上で、他の職員と共同して「個別機能訓練計画」を作成し、3ヶ月ごとに利用者宅を訪問し、利用者又はその家族に対して、実施した機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰに加えて個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省(LIFE)に提出しフィードバックを受けている場合
入浴介助加算Ⅰ	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等の状況や心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省(LIFE)に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどの情報を有効に活用している場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が40%以上、または直接利用者にサービスを提供する職員総数の30%が勤続7年以上の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	厚生労働大臣の定める基準に適合し、介護職員の賃金の改善等を実施し都道府県知事へ届け出ている場合かつ、介護職員のベースアップ等に使用する場合

※加算料金等については、介護保険法、厚生労働省からの通則等を遵守し加算します。

※加算内容は、介護職員の配置状況によって変更になる場合があります。

注1) 利用賞金の負担割合は保険者の発行する「介護保険負担割合証」によります。

注2) 利用者が要介護認定を受けていない等の理由により、施設が法定代理受領を行えない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。その際に、「領収書」及び「サービス提供証明書」を交付しますので、市町村窓口にて申請していただくと、保険給付分の費用の払い戻しを受けることができます。(償還払い)

注3) 利用者等が介護保険料の未納等により介護保険の給付制限がある場合は、自己負担の割合は、利用者の介護保険証に記載された給付率を差し引いたものになります。

注4) 利用者が、市町村より「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」の交付を受けている場合には、自己負担額を確認証に記載された額に減額します。

注5) (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下の利用料金は利用者が全額を自己負担するサービスの額として設定します。

① 食 費

食費（1回あたりの負担額）	
昼食	650円

② その他の費用（運営基準で定められた「その他の費用」）

区分	金額（単位）	内容の説明
交通費	20円／km	通常の事業の実施地域を越えて短期入所の送迎を行った場合（送迎先の距離が事業所より片道5kmを越えてから）
延長料金	1時間につき 500円	ご希望により、通常のサービス提供時間を越えてご利用される場合
レクリエーション等にかかる費用	実費	利用者の希望により、レクリエーションに参加していただく際にかかる材料費代等
行事参加費	実費	レクリエーションや行事に参加した場合
介護用品（紙おむつ）、消耗品等	紙オムツ…100円 紙パット… 50円	利用者の日常生活においても通常必要となるものに係る経費で、利用者にご負担いただくことが適当と判断されるものを購入した場合
文書料	1,500円（1部）	利用者等の希望により証明書等を発行した場合
複写物の交付	20円（1葉）	利用者の希望により、サービス提供に係る記録を複写した場合

（3）利用料金の支払方法

介護保険給付対象サービス、食費は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

- ① 窓口での現金支払
- ② 下記の指定口座への口座振替（自動払込）
- ③ 下記の指定口座への口座振込

指定口座	郵便局	ゆうちょ銀行 高坂郵便局
	払込先	社会福祉法人 三原福祉会
	口座番号	01390-0-24556

その他の費用につきましては、必要の都度、請求しますので以下の方法でお支払いください。

- ① 窓口での現金支払
- ② 上記の指定口座への振込

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者（利用者）の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスを追加することが出来ます。

（利用日のキャンセルについては、前日までにお申出ください。）

キャンセル料について

区分	金額（単位）	内容の説明
当日キャンセル料	当日利用料の 10%	利用の前日までに利用中止の申し出がなかった場合

※但し、ご契約者（利用者）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- ① サービス利用の変更・追加の申出に対して、センターの稼働状況によりご契約者（利用者）の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能日時をご契約者（利用者）に提示して協議します。

② 連絡先

デイサービスセンター三原慶雲寮	0 8 4 8 - 6 6 - 0 1 0 1
(受付時間：8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分)	
※ 上記以外の時間帯では、	
居宅介護支援事業所 三原慶雲寮	0 8 4 8 - 6 6 - 2 1 0 0

8. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) 利用者の事業所利用上の注意義務等

- ① 利用者は、共有施設、設備、敷地を、その本来の用途に従ってご利用ください。
- ② 事業所は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置をとらせていただきます。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をいたします。
- ③ 利用者は、故意に、または重大な過失により、事業所、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状を回復するか、または相当の対価を支払っていただく場合もあります。
- ④ 利用者の心身の状況により、事業所の共有施設、設備等の利用方法について特段の配慮が必要な場合には、利用者と事業所との協議により決定させていただきます。
- ⑤ 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にお知らせください。

(2) ご利用に際してのお願い

- ① 喫煙または火気類の使用は決められた場所でのみご利用ください。
- ② 他の利用者や事業所の従業者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

- ③ 危険物（刃物類等）や貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。持ち込み物品がある場合には、事業所の従業者にお知らせください。（お預かり申出のあった貴重品や、利用者のサービス利用に支障があると事業所が判断した物品については、お預かりさせていただきます。）
- ④ 事業所内での、利用者間による金銭及び食べ物等のやり取りはご遠慮ください。
- ⑤ 事業所の従業者に対する贈り物や飲食のもてなし等は、ご辞退させていただきます。

9. 非常災害対策

事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上、利用者及び事業所の従業者等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業所及び事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保持する旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容としています。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者またはその家族に故意または過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 苦情相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付けます。

- ・ デイサービスセンター三原慶雲寮 苦情受付窓口

窓口担当者：管理者、生活相談員

電話番号 0848-66-0101

- ・ 受付時間

月曜日～土曜日

8:30～17:30

(2) 第三者委員

すえひさ あきと 末久 昭人 (監事)	所在地 三原市青葉台 14 番 7 号 電話番号 0848-64-7548
こうじたに せつお 糀谷 節夫 (評議員)	所在地 三原市小坂町 3277 番地 1 電話番号 0848-66-1252

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

三原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町 3 丁目 5 番 1 号
	電話番号	0848(67)6240
	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館
	電話番号	082(554)0783
	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日を除く)
広島県社会福祉協議会 内 広島県福祉サービス運営適正委員会	所在地	広島市南区比治山本町 12-2
	電話番号	082(254)3419
	受付時間	8:30～17:00 (土日祝日を除く)
	電話番号	082(254)3419
	受付時間	8:30～17:00 (土日祝日を除く)

※苦情に関する詳細については、別紙「苦情解決に向けて」をご参照ください。

※苦情受付ボックス「ご意見箱」は事業所玄関に設置しています。

令和 年 月 日

通所介護サービスについて、上記により重要事項を説明しました。

<事業所>

所在地 広島県三原市小坂町 1544 番地
施設名 デイサービスセンター 三原慶雲寮
指定番号 3470900246
説明者名 _____ (印)

私は、上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____ (印)

<利用者代理人>

住所 _____

氏名 _____ (印)